

厚木市立公民館の利用のきまり

市立公民館施設は、地域の皆さんの身近な学習やグループ活動の場です。有意義に御利用ください。

1 利用できる団体等

- (1) 生涯学習活動を目的とした団体で、次の各項全てに当てはまるもの
 - ア 5人以上で構成し、市内在住、在学、在勤者が過半数を占める団体であること。ただし、義務教育就学中の児童・生徒で構成している団体は、成人の指導者がいること。
 - イ 代表者は16歳以上であること。
 - ウ 社会教育法第23条に規定する営利・政治・宗教活動等の禁止事項に違反しないこと。
- (2) 国及び地方公共団体又は市内の公共的団体、社会福祉団体、奉仕団体等
- (3) 上記以外の社会教育関係団体で、特に公民館長が認めたもの
- (4) 市内在住の個人及び家族が生涯学習を目的に利用する場合で、特に公民館長が認めたもの

2 利用申込みの方法【インターネット予約を前提にしております。】

(1) 登録団体の場合

公共施設予約システムガイドブックを御参照ください。

(2) 未登録団体の場合

ア 抽選申込み

未登録団体は、抽選予約はできません。

登録団体のみ、月に5回までの抽選申込みが可能です。

イ 空き施設の申込み

抽選日を過ぎても空いている施設は、先着順に受け付けますので、利用当日までに、利用する公民館窓口に厚木市立公民館利用申込書を提出し、利用承認書をお受け取りください。

ウ 受付時間

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとします。

エ 国民の祝日及び休日並びに公民館の休館日は、利用申込み等に係る事務は取扱いできません。※祝祭日、年末年始、臨時休館日

(3) 個人利用の場合

個人利用については別に定めます。

(4) その他

公共機関等が主催又は共催する行事等で、通常の手続き期間より前に申込みがあり、公民館長がそれを認めた場合、一般の利用ができない場合があります。

また、災害の発生、選挙の執行等により、やむを得ず利用承認を取り消す場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

3 利用上の注意

(1) 利用回数

登録団体及び未登録団体が会議室、集会室、和室、調理室、体育室等を利用できる回数の上限は、1箇月に公民館全体で5回（1回1部屋）までです。ただし当日、翌日、翌々日分の空き施設は、5回を超えて利用できます。

(2) 利用時間及び利用制限

利用時間帯は、毎時00分から1時間単位とします。

利用時間の中には、「準備」及び「後片付け」の時間を含みます。

また、夜間利用の場合は、午後10時までに退館してください。

(3) 利用時間の変更

やむを得ず超過又は繰上げ利用をする場合は、利用者が予約を取り消し、再度予約の手続きを行なってください。

なお、未登録団体及び個人利用は、公民館窓口にお申し出ください。

(4) 利用時及び利用後

利用当日、利用者は公民館窓口（一部の公民館では、午後5時15分以降は管理室）で、利用者記録台帳に記入し、鍵と利用報告書を受け取ってから入室してください。

また、利用後は、次に利用する方の迷惑にならないよう室内を整理整頓・清掃し、冷暖房のスイッチを切り、消燈、出入口を施錠後、鍵と利用報告書を公民館窓口（一部の公民館では、午後5時15分以降は管理室）に提出してください。なお、必要に応じて職員が点検する場合があります。

(5) 利用の取消し

利用しない場合は、速やかに公共施設予約システムで、取り消しの手続きを行ってください。

また、利用日の6日前までに取り消しの手続きを行わなかった場合、抽選予約の際、ペナルティが加算され抽選の当選確率が悪くなる場合があります。

未登録団体及び個人利用の取消しは、公民館窓口にお申し出ください。

(6) 利用の権利を他の団体・サークル等に譲渡することはできません。

4 利用できる施設

各公民館で定める利用可能な部屋等になります。ただし、体育室等の利用については別に定めます。

5 休館日

12月29日～1月3日。その他、必要に応じ教育委員会が特に定めた日

6 その他

(1) 許可なく飲食を主目的とした利用はできません。

(2) 利用目的以外で施設を利用しないでください。

(3) 許可なく看板を立てたり、貼り物をしないでください。

(4) 許可なく付属設備を公民館外に持ち出さないでください。

(5) 許可なく広告類の掲示・配布、物品の販売、金品の寄付行為をしないでください。

- (6) 許可された以外の施設及び付属設備等を使用しないでください。
また、使用後は設備を元の位置に戻してください。
- (7) 許可なく火気を使用しないでください。
- (8) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないでください。
- (9) 施設備品等を破損した場合は必ず報告すること。場合によって、実費弁償していただきます。
- (10) 危険又は不潔な物品を持ち込まないでください。
- (11) 許可なく湯沸室を使用しないでください。
また、お茶等を飲む場合は、ふきん・お茶葉等を持参し、使用した茶器等は洗って、元の位置に戻してください。
- (12) 各部屋は、定員が定められていますので、定員を超えないようにしてください。
- (13) 下駄や木製サンダルの使用及びペットを連れて、入館しないでください。
- (14) 利用する前に非常口を御確認ください。
また、非常時には職員の指示に従って行動してください。
- (15) ゴミは、各自持ち帰ってください。
- (16) 所定の場所以外で、喫煙をしないでください。
- (17) エントランスホール等共有スペースを独占して打ち合わせ等に利用しないでください。
- (18) 施設をダンス等で利用する場合は、ダンスシューズに必ずシューズカバーを着用してください。ただし、体育室等はダンスシューズでも利用できません。
- (19) 貴重品は、利用者が責任をもって管理してください。
- (20) その他、公民館職員の指示に従ってください。

附 則

この利用のきまりは、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この利用のきまりは、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この利用のきまりは、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この利用のきまりは、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この利用のきまりは、令和2年6月1日から施行する。